

香川県登録品種(出願中含む)の自家増殖取扱一覧表(R7.4.1～)
 <米・麦・大豆>

別紙

No	品目	品種名	登録日	育成者/共同育成権者	種苗の 海外持出	自家増殖		備考
						県外	県内	
1	イネ	さぬきよいまい	H21.3.19	香川大学24.2%、酒造協同組合29.4%、 JA香川県29.4%、香川県17%	否	否	可	※品種の持つ特性を守るため、毎年の種子更新を推奨
2	イネ	おいでまい	H26.9.11	香川県	否	否	否	法改正以前から、誓約書で自家増殖を禁止。
3	小麦	さぬきの夢2009	H24.7.4	香川県	否	否	可	※品種の持つ特性を守るため、毎年の種子更新を推奨
4	大豆	香川黒1号	H19.12.17	一井眞比古1/3、香川県1/3、 JA香川県1/3	否	否	可	※品種の持つ特性を守るため、毎年の種子更新を推奨

<野菜>

No	品目	品種名	登録日	育成者/共同育成権者	種苗の 海外持出	自家増殖		備考
						県外	県内	
5	いちご	さぬき姫	H21.2.24	香川県	否	否	可	※品種の持つ特性を守るため、定期的な種苗更新を推奨
6		よつぼし ^{(※1)(※2)}	H29.2.8	三重県50%、香川県40%、千葉県5%、 農研機構5%	否	可	可	
7		A8S4-147	H29.2.8	香川県	否	否	否	F1品種の親系統であり、法改正以前から農業者の入手機会がなく、実質的に自家増殖は不可能。
8	アスパラガス	さぬきのめざめ	H17.6.22	香川県	否	否	否	F1品種の自家増殖は、品種本来の特性が発揮されないため、法改正以前から実質的に不可能。
9	アスパラガス	さぬきのめざめピオレッタ	R3.12.13	香川県	否	否	否	
10	モロヘイヤ	さぬきのヘイヤ	R6.12.20	香川県	否	否	否	旧法で自家増殖が禁止されていた植物であり、引き続き品種本来の特性を守るため禁止。

<花き>

No	品目	品種名	登録日	育成者/共同育成権者	種苗の 海外持出	自家増殖		備考
						県外	県内	
11	カーネーション	ミニティアラピンク	H22.2.19	香川県	否	否	否	旧法で自家増殖が禁止されていた植物であり、引き続き品種本来の特性を守るため禁止。
12		ミニティアラコーラルピンク	H26.3.10	香川県	否	否	否	
13		ミニティアラライラック	H27.3.26	香川県80%、香花園10%、綾川花卉園 生産組合10%	否	否	否	
14		ミニティアラミルクホワイト	H28.3.7		否	否	否	
15		ミニティアラエメラルド	R5.3.6	香川県5%、香花園90%、綾川花卉園生 産組合5%	否	否	否	
16		ミニティアラスピネル	R5.3.6		否	否	否	
17	ラナンキュラス	紅てまり	H20.6.3	香川県	否	否	可	※ウイルス病予防のため、定期的な塊根の更新を推奨
18		雪てまり	H21.4.2	香川県	否	否	可	
19		小春てまり	H26.12.24	香川県	否	否	可	
20		ゆずてまり	H26.12.24	香川県	否	否	可	
21		れもんてまり	H26.12.24	香川県	否	否	可	
22		藤てまり	H27.11.20	香川県	否	否	可	
23		春てまり	R2.8.14	香川県	否	否	可	
24		恋てまり	R2.8.14	香川県	否	否	可	

<果樹・オリーブ>

品目	品目	品種名	登録日	育成者/共同育成権者	種苗の 海外持出	自家増殖		備考
						県外	県内	
25	キウイフルーツ	さぬきゴールド	H17.3.23	香川県	否	否	可	ただし、品種を利用する際には、商標「さぬきキウイっこ®」と併せて利用許諾契約が必要
26		さぬきエンジェルスweet	H25.7.29	香川県	否	否	可	
27		香川UP-キ1号	H26.9.24	香川県50%、香川大学50%	否	否	可	
28		香川UP-キ2号	H26.9.24		否	否	可	
29		香川UP-キ3号	H26.9.24		否	否	可	
30		香川UP-キ4号	H26.9.24		否	否	可	
31		香川UP-キ5号	H26.9.24		否	否	可	
32		さぬき花粉力	H29.6.23	香川県	否	否	可	
33	オリーブ	香オリ3号	R3.3.18	香川県	否	否	否	法改正以前から、誓約書で自家増殖を禁止。
34		香オリ5号	R3.3.18	香川県	否	否	否	

<出願中品種>

No	品目	品種名	出願日	育成者/共同育成権者	種苗の 海外持出	自家増殖		備考
						県外	県内	
1	キウイフルーツ	さぬきエメラルド	R3.11.19	香川県	否	否	可	
2	アスパラガス	さぬきのめざめ2021	R3.11.19	香川県	否	否	否	F1品種の自家増殖は、品種本来の特性が発揮されないため、法改正以前から実質的に不可能。
3	小麦	さぬきの夢2023	R5.7.11	香川県	否	否	可	※品種の持つ特性を守るため、毎年の種子更新を推奨
4	ラナンキュラス	あんずてまり	R5.5.31	香川県	否	否	可	

自家増殖を制限しない品種については、下記事項の遵守によって許諾手続きを不要とする。

【遵守事項】

- ①当該登録品種の種苗を用いて得た収穫物を種苗として、有償・無償にかかわらず第三者に譲渡しないこと。
- ②当該登録品種の種苗を海外に持ち出さないこと。
- ③収穫物を種苗として用いる際は、当該登録品種の特性を著しく損なうことのないよう、適切な種苗を選別し利用すること。
また利用した種苗によって登録品種の特性が損なわれる等の問題が生じた場合には、遅滞なく県に報告すること。
- ④自家増殖について県が調査する必要がある場合は、協力すること。
- ⑤本許諾に基づき増殖した種苗のうち自己の農業経営において種苗として用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄又は食用とすること。
- ⑥第三者から当該登録品種の種苗を用いて得た収穫物を種苗として譲り受けたい又は譲渡したい旨の申出があった場合は、遅滞なくその旨を県に報告すること。

(※1)他県との共同育成品種であるイチゴ「よつぼし」以外の品種の自家増殖は、県内生産者に限って認めるものとする。

(※2)「よつぼし」の利用には三重県、千葉県、農研機構、香川県の育成4者が定める許諾条件の遵守が必要。

- ①種苗、ランナー及び株(果実以外の植物体の一部を含む)を海外に持ち出さないこと。
- ②栄養繁殖(ランナー増殖等)は自家用の栽培向けに限るものとし、増殖した種苗を有償・無償に関わらず第三者に譲渡しないこと。
- ③栄養繁殖(ランナー増殖等)した種苗のうち自己の農業経営に用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄すること。
なお、継続して利用する場合でも、種苗の更新を2年に1度以上は行うこと。
- ④本品種の利用に関連する書類やほ場ならび自らの情報について、必要に応じて育成4者が調査することを認め協力すること。
- ⑤その他本許諾に係る事項について育成4者の指示に従うこと。